

年 月 日

神戸市水道事業管理者

様

住所  
申請者  
氏名

請 書

申請住宅

住宅の所在地	町 通	丁目	番地
住宅の名称			
住宅管理責任者			

上記住宅にかかる受水タンク以下の各戸別徴収申請にあたっては、神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第3号）第8条の3（集合住宅等の各戸徴収の許可基準）の規定及び集合住宅等の各戸徴収の許可基準に係る取扱要綱にもとづき神戸市水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指示する下記許可条件をお請けします。

記

（受水タンク以下装置の技術基準）

- 1 受水タンク以下の装置（以下「タンク以下装置」という。）は、給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和33年7月神戸市水道管理規程第9号）の定める基準に適合していること。  
（タンク以下装置の管理責任）
- 2 タンク以下装置は、水道法（昭和32年6月法律第177号）でいう給水装置ではないため、タンク以下装置及びそれにより供給される水の水質等の管理は、申請者が責任を持って行うこと。  
（管理上の対策）
- 3 前項の管理責任を果たすため、漏水防止、修繕工事及び水質管理等については、毎月1回定期点検を行ない事故発生時における対策、修繕工事を行なう者の指定等具体的な対策を設けること。

申請者が指定する指定給水装置工事事業者
住所： 氏名：
当店（当者）は、前記申請施設内で発生する給水事故の応急措置について責任を持ってお請けします。

(メーター装置の工事にかかる設計審査及び完成検査)

- 4 タンク以下装置に設置する各戸メーター（以下「子メーター」という。）装置の工事を施工するときは、あらかじめ管理者による工事の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者による検査を受けること。その場合、設計審査及び完成検査にかかる手数料は申請者から、徴収する。

(子メーターの保管義務)

- 5 子メーターは、申請者に無料で貸与する。したがって申請者は、責任を持ってこれを保管し、亡失し損したときは損害を賠償すること。

(親メーター)

- 6 受水タンク流入口に至るまでの給水装置には、本市のメーター（以下「親メーター」という。）を設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(水道料金の計算)

- 7 受水タンク以下各戸の水道料金は、子メーターの口径及びその指示水量により各戸につき計算し、各戸の使用者から徴収する。ただし親メーターの指示水量が子メーターの指示水量の総和をこえる場合は、その差水量分の料金はタンク以下装置の中で使用されたものとみなし、申請者から徴収する。なお、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(各戸使用者の水道利用関係)

- 8 各戸の水道料金の算定及び水道使用者としての権利義務には、この許可条件に定めるものを除き、神戸市水道条例及び同施行規程を準拠する。

(届出義務)

- 9 タンク以下装置に関する下記の事項に異動又は変更があるときは、事前に水道局管轄センターに届出ること。

(1) タンク以下装置の施設状態及び所有権

(2) タンク以下装置の施設管理責任者

(3) タンク以下装置の各戸の使用者

(立入検査)

- 10 本市が必要と認めるときは、タンク以下装置についての立入検査を承認し、その結果として発する改善命令を遵守すること。

(許可条件の変更及び許可の取消)

- 11 神戸市水道条例及び同施行規程の改正、その他取り扱い基準についての変更のあった場合は、この許可条件を改正することができる。また、申請者がこの許可条件を履行しないときは、許可を取り消すことがある。この場合において異議の申立ては認めない。

(許可条件の周知義務)

- 12 上記許可条件のうち、各戸の使用者の利害に直接関係ある事項は、申請者において各戸の使用者に周知徹底させること。なお、各戸の使用者においてこの許可条件につき、問題が生じたときは、申請者の責任において解決すること。

以 上